

随意契約の結果

【令和5年6月分】工事

独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
05-さざなみプラザ外7団地エレベーター設備修繕工事	契約担当役 西日本支社長 村上 卓也 大阪府大阪市北区梅田1-13-1	令和5年6月7日	東芝エレベーター (株) 神奈川県川崎市幸区堀川町 72-34	5010701006785	554,233,900円	539,000,000円	97.3%	本工事は、UR賃貸住宅（さざなみプラザ外7団地）に設置されているエレベーターについて、安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既存エレベーター設備と連動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。 このように、本工事は、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設エレベーター設備の機能と追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、当該エレベーターの製造業者の系列会社で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している上記業者と随意契約をするものである。	-				
05-キャナルタウンウエスト1号棟外9棟エレベーター設備修繕工事	契約担当役 西日本支社長 村上 卓也 大阪府大阪市北区梅田1-13-1	令和5年6月7日	日本エレベーター製造 (株) 東京都千代田区岩本町1-10-3	8010001032926	245,961,100円	237,600,000円	96.6%	本工事は、UR賃貸住宅（キャナルタウンウエスト）に設置されているエレベーターについて、安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既存エレベーター設備と連動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。 このように、本工事は、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設エレベーター設備の機能と追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、当該エレベーターの製造業者の系列会社で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している上記業者と随意契約をするものである。	-				
05-サンヴァリエ中百舌島1号棟外6棟エレベーター設備修繕工事	契約担当役 西日本支社長 村上 卓也 大阪府大阪市北区梅田1-13-1	令和5年6月7日	三精テクノロジーズ (株) 大阪府大阪市淀川区宮原4-3-29	3120901006634	125,101,900円	121,000,000円	96.7%	本工事は、UR賃貸住宅（サンヴァリエ中百舌島）に設置されているエレベーターについて、安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既存エレベーター設備と連動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。 このように、本工事は、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設エレベーター設備の機能と追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、当該エレベーターの製造業者の系列会社で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している上記業者と随意契約をするものである。	-				
05-花山東団地斜行エレベーター設備修繕工事	契約担当役 西日本支社長 村上 卓也 大阪府大阪市北区梅田1-13-1	令和5年6月7日	三菱電機ビルソリューションズ (株) 東京都千代田区丸の内2-7-3	5010001030412	133,744,600円	132,000,000円	98.7%	本工事は、UR賃貸住宅（花山東）に設置されている斜行エレベーターについて、安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既存エレベーター設備と連動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。 このように、本工事は、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設エレベーター設備の機能と追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、当該エレベーターの製造業者の系列会社で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している上記業者と随意契約をするものである。	-				